

第七章 資料編

緊急災害時動物救援本部設置要綱

緊急災害時動物救援本部設置要綱

第1条 本会は、緊急災害時動物救援本部（以下「救援本部」という。）と称する。

（目的）

第2条 救援本部は、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、将来起りうる天災・人災に際し、被災した動物の救援等を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 救援本部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被災動物救援のための人材派遣・物資援助・資金供与に関すること
- (2) その他救援本部の目的達成のために必要な事業

（寄附）

第4条 救援本部は、前二項の目的を達成するために緊急災害時動物救援基金（以下「救援基金」という。）を設ける。

- 2 救援基金は寄附金をもって充てる。

（構成）

第5条 救援本部は、当市、次の団体により構成する。

- (1) (財) 日本動物愛護協会
- (2) (社) 日本動物福祉協会
- (3) (社) 日本愛玩動物協会
- (4) (社) 日本動物保護管理協会

- 2 救援本部の目的に賛同する公益法人及び賛助団体が救援本部に参加しようとする場合、又は、救援本部を構成する団体（以下「構成団体」という。）が救援本部から脱退しようとする場合には、本要綱で定める救援本部会議において承認を得なければならない。

- 3 本要綱で定める救援本部会議への参加者は、それぞれの構成団体の代表者とするが、各構成団体は、代表者以外の者を代理として参加させることができる。

（役員等）

第6条 救援本部は、次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 本部長 | 1名 |
| 副本部長 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

- 2 役員の退任は、代表者の互選により定める。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 本部長は、救援本部を代表し、救援本部の事業を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故等があり職務を遂行できない場合、又は、やむを得ない事情により本要綱で定める救援本部会議への参加が不可能である場合は、副本部長又はあらかじめ本部長が指名した者が、本部長の職務を行う。

(監事)

第8条 救援本部に監事を選び、救援本部の会計を監理する。

- 2 監事は、第5条1項の構成団体から各1名を選出するものとする。

(救援本部会議の招集等)

第9条 本部長は、第3条に掲げる事業を行うため、救援本部会議を招集することができる。

- 2 救援本部会議は、構成団体の過半数が出席しなければ、議事を開き決議することはできない。
- 3 救援本部会議の議事は、出席団体の過半数をもって決し、可否同数の場合には、本部長の決することとする。
- 4 救援本部会議の議決により、本要綱で定める基金運営委員会に、救援本部の運営の一部を委任することができる。

(基金運営委員会)

第10条 救援本部内に、基金運営委員会を設置する。

- 2 基金運営委員会は、救援本部会議が指名した、構成団体の実務担当者をもって構成する。
- 3 基金運営委員会は、救援本部会議の意を受けて、事務局と一体となって救援本部運営の一部を行い、救援本部目的の円滑な達成を図る。
- 4 基金運営委員会は、救援本部の事務局が招集する。

- 5 基金運営委員会は、救援本部が緊急を要すると判断した場合には、事務局が電話連絡等により意思決定することができる。ただし、その場合は次回の本部会議にて承認を要しなければならない。
- 6 基金運営委員会に必要と認められた場合は、基金運営委員会にオブザーバーを出向させることができる。

〔行政機関との連携〕

第11条 救援本部は、救援活動を円滑に実施するため、総理府、関係省庁、地方公共団体、獣医師会の指導及び協力を得ることとし、そのための連絡調整を行う。

〔費用〕

第12条 救援本部の運営に必要な費用は、基金からの果実をもって賄う。

〔事務局〕

第13条 救援本部の事務局は、(財)日本動物愛護協会内に置く。

〔本部長への委任〕

第14条 この要綱に定めるもののほか、救援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が救援本部会議に於いて、これを定める。

付則

〔施行期日〕

この要綱は、平成8年8月13日から施行する。